

特254
14

御大典記念

朝倉村誌

島根縣鹿足郡朝倉村役場

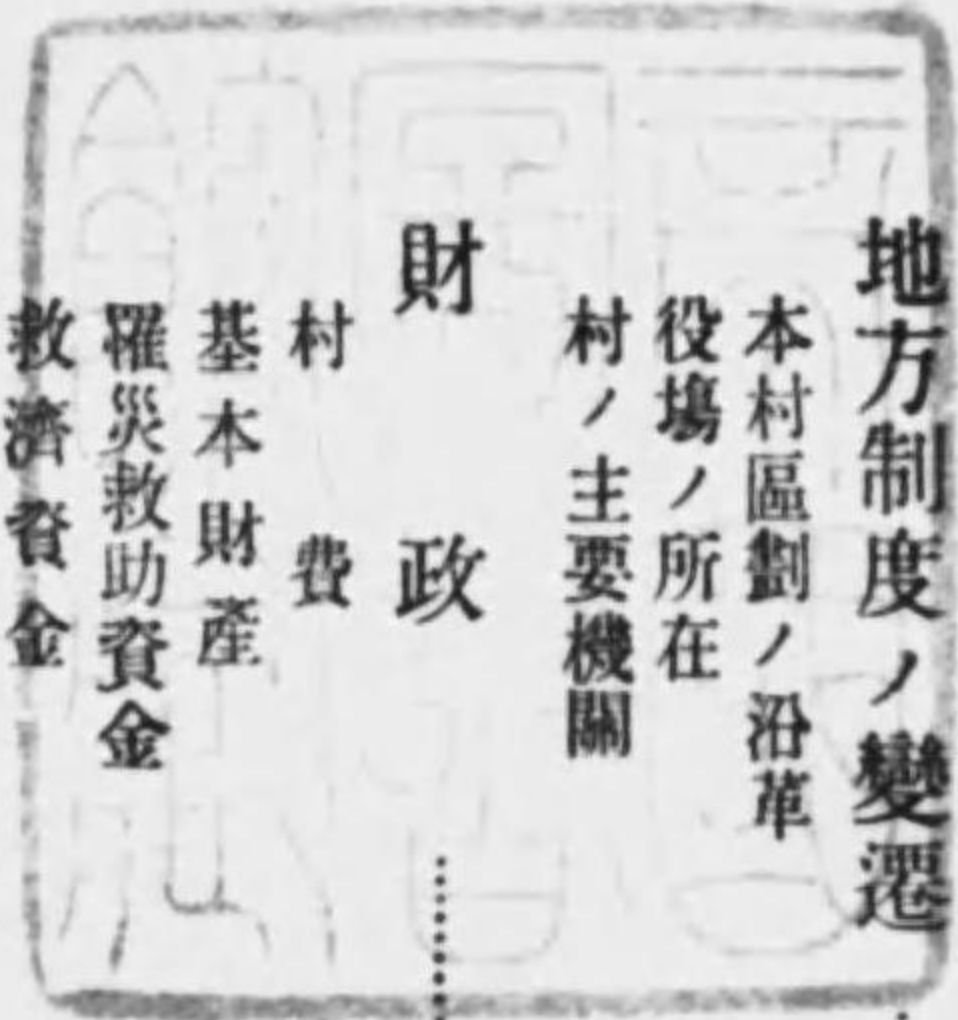


始



目次

風土	一
名勝、古蹟	二
地方制度ノ變遷	四
本村區劃ノ沿革	
役場ノ所在	
村ノ主要機關	
財政	八
村費	
基本財産	
罹災救助資金	
救済資金	
教育	九
小學校	
學級ノ編制	
御影及勅語曆本	
朝倉村實業補習學校	
青年訓練所	
社會教育	三
戶主會	
婦人會	
青年團	
處女會	
神社	三
村社那智神社	
村社愛宕神社	
村社愛宕神社	
無格社河内神社	
宗教	三
本覺寺	
雲松寺	
泉流寺	
衛生	四
衛生組合	
警察	五
巡查駐在所	
兵事	五
帝國在郷軍人會朝倉村分會	
戰死病歿者	
產業	六
農業	
村農會	
養蠶業	
林業	
畜産業	
工業	
商業	
無限責任朝倉村信用組合	
交通運輸	九
交通運輸	
郵便	
事歷	九
村治一覽	



本流は蓼野部落の北端より東方に轉し二十町にして吉賀川に入る、その沿岸は山岳兩側に迫り狭少なる平野僅にその間に点接せるのみ。

以上諸水の流域はその土質殆ど壤土質にして作物の栽培に適す。

土地直に脊梁山脈の陰に位するか故に吉賀川畔を除くの外は一般に高峻にして、最低地と雖海拔二百九十米に達し縣境に上るに従ひ峯巒重疊し低きも八百米に及ぶ、就中平家嶽（廣瀬村境）を最高峯とし海拔千六十六米、馬頭山（廣瀬、鹿野村境）之に次ぎ海拔千三十二米あり又北方七日市村境に跨る盛太ヶ岳は海拔八百米に過ぎざるも附近の諸峯を凌いで聳へその山形恰も富士山に似たるの故を以て、吉賀富士の名あり、殊に人の矚目する所なり。而して之等山岳は概ね花崗岩質に屬す。

名勝、古蹟

本村は古來歴史的生活に觸れたること甚少きが故に従て古蹟の存するもの乏しく、唯左の數者あるのみ

大炊古城 注連川大猪子に在り、天文中澄川大炊頭頼貫弟頼季相嗣いて據守せり、弘治元年陶軍侵入するを防ぎ戦利あらずして陥りたり。

藤安屋敷 注連川三助に在り往古藤安と言へるもの鹿足郡領官を勤むる時救恤米の藏庫を建て、公税を納めしむ、之を吉賀に於ける倉庫の始なりとす今尙此の屋敷の傍に藏河内と言へる所あり。

乳母ヶ城 注連川仲の原に在り、平家の滅亡したる際、その逃竄者中老女ありて小兒を擁してこゝに匿れたりと言ふ。

平家ヶ嶽 注連川の南境に在り、廣瀬村に跨る、平家の逃竄者此山に據れり、麓（南方廣瀬村側）に殿ヶ迫、責力城などの舊跡あり

差合瀧 平家ヶ嶽の麓、河内川の水源地に在り巖石高く聳へ溪流之れに漲り落ちて瀑をなし直下すること三丈、その瀑左右より相合掌するが如くにして高く空をおほふ、一の奇觀なり。

穢多ヶ城 朝倉羽生の後山なり、天文年中吉見彈正之に據れり、附近に上領玄蕃の墳墓あり。

牧渡瀬 元禄年中長崎新道（七日市村援舞より山峯を越へ福川に出づる往還）の通せし時今の小野々より對岸に舟にて渡せしなり。

本村は古來歴史的生活に觸れたること甚少きが故に従て古蹟の存するもの乏しく、唯左の數者あるのみ

本村は古來歴史的生活に觸れたること甚少きが故に従て古蹟の存するもの乏しく、唯左の數者あるのみ

地方制度ノ變遷

本村區劃ノ沿革

本村は明治維新後津和野藩の治下に屬し從來の庄屋に依て依然地方を支配したり、而して當時部内に、朝倉、蓼野、捨河内、注連川の四村ありき、全四年廢藩置縣となるや、津和野藩地は濱田縣（全二年設置）に合し津和野に支廳を設けらる、全五年縣下を部に分ち各部に戸長を置き以て地方行政に當らしめしが、四村の内注連川村は立戸及廣石の兩村（孰れも今六日市村に屬す）と合して注連川部を成し朝倉、蓼野、捨河内の三村を以て朝倉部を構へたり、更に八年に至り捨河内村を廢して、蓼野村に合し、やがて縣下を五大區に分ちるの下を小區に分つや、注連川部の注連川、立戸兩村は朝倉部の兩村と共に七日市村、抜月村と合して第九小區を構成しその小區會所（後小區役所）の事務を管理するに戸長及戸長助勤を以てし後戸長助勤を改めて副戸長と稱せり、第九小區を置くに先ちて三郡を廢して、七日市村に合

四

したるものなり。全九年濱田縣廢せられて島根縣に合し全十二年大小區役所を停め、本部は鹿足郡役所管轄下に在りて、現在の三ヶ村を以て各行政區劃を作り朝倉戸長役場、蓼野戸長役場、注連川戸長役場を設けいづれも戸長及用係を置けり、全十七年又更革あり、從來の三ヶ村は七日市村、抜月村と合して七日市村外四ヶ村役場を設けてその區域内の行政事務を扱ひ又戸長及用係を置きしもその戸長は官選に係れり。

二十一年發布の自治制は、二十二年より實施し七日市、抜月兩村と分離し現今の區域を以て、本村を組織し從來の村を改めて大字となし、村長及村會議員十二名を以て村の主要機關とし、村長の下に助役一人ありて之を補佐し又收入役ありて出納をつかさどり別に村長の補助機關として書記若干を置き更に法令の命或は村自体の必要上特殊の委員を設置す。

備考

朝倉、七日市、柿木、六日市、藏木の五村を總稱して古來吉賀と言へり。

仁明天皇承和十年五月（一千百年前）美濃郡を割いて鹿足郡を置かれたるより推測するときは此時已に地方の開拓せられたるを知るべきも文獻の得て徴すべきなし、されど藏木村の探檢せられたるは遂に後れ、堀河天皇寛治年中にありしこと記録に存せり。爾來人烟漸く増加し政令行はるるに至りしが、後吉見家の津和野城に治するに及び、その支族家臣の地方各所に據守してその藩屏となりたるもの多し。

文錄年中吉見家より始めて吉賀代官を置き久保田（六日市村）に居らしむ、後坂崎氏の治世を経て、龜井家領となるに及び、正保慶安の際一度注連川に移りしが承應年中復六日市に轉せり、寛永年中吉賀を土領、下領の二部に分ち上領は朝倉村以東十八ヶ村之に屬し、下領は七日市村以西十九ヶ村之に屬す。六日市代官所は上領を支配し下領代官所は初め抜前に在りしが、後田丸に移りしなり。然れども爾來時に合して一となり、或は他區代官の兼攝せしことあり、又後代更に朝倉以東廣石までを中領と稱するに至りたるも別に代官を派出したるにはあらざるなり

而して下領代官は明治維新にて廢絶し、上領代官は縣令と改稱し、代官所は之を津和野藩出張所と號し全四年に至り撤廢せしがりの代官に在職せしもの、下領三十八代、上領四十八代に及び、又代官に屬し辻屋ありてその事務を補佐したり。

上領代官に隸したる莊屋中本村に設けられたるは、朝倉、蓼野、注連川にして蓼野莊屋は捨河内を兼ねたり、朝倉莊屋は齋藤氏慶安年中より、蓼野莊屋は齋藤氏元和年中より之を勤め、注連川莊屋は澄川氏天文年中より之に膺りしが寛延の初、石橋氏代り服し間もなく永安氏の繼承する所となり以て廢藩置縣の際に至り永安氏は柿木村に移り、下野氏高尻より來りて之に代りしも間もなく莊屋役停止するに至りぬ。

莊屋の下に藏方ありて米納事務を掌り、紙役ありて納紙の事務を扱へり、庄屋は其の村に於て行政權を有し年中一回村民を自邸に召集し藩の制令及約束を申明せり。

庄屋に屬して肝煎あり、庄屋を補佐せり、而して各

五

村を分ちて組を設け、之に組頭を置き以て政令を周一 到ならしめたり。

役場の所在

明治二年以降	庄屋制	本覺寺構内	在
全五年以降	朝倉部戸長役場	注連川庄屋敷	
全八年以降	注連川部戸長役場	七日市町	
全十二年以降	第九小區會所	喜多屋の離邸	
全十七年以降	朝倉村戸長役場	齋藤國治邸構内	
全二十二年以降	朝倉村戸長役場	下野氏邸構内	
	七日市村外四村戸長役場	今の七日市長藤廣右衛門氏邸地に設置	
	朝倉村役場	初め朝倉仲仙道に設置(舊屯倉を修理したるもの)し	
		大正七年現廳舎に移轉せり	

村の主要機關

職名	氏名	就職	職名	氏名	就職
朝倉村 莊屋	齋藤清左衛門	明治二年	齋藤清左衛門	齋藤清左衛門	明治四年
朝倉村 莊屋	齋藤庄八郎	明治二年	齋藤清左衛門	齋藤清左衛門	明治四年
朝倉村 莊屋	永安補助	明治二年	齋藤清左衛門	齋藤清左衛門	明治四年
朝倉村 莊屋	齋藤清左衛門	明治二年	齋藤清左衛門	齋藤清左衛門	明治四年
注連川部 正戸長	尾崎政治郎	全五年	尾崎政治郎	尾崎政治郎	全七年
七日市部 正戸長	石川八十瀬	全七年	石川八十瀬	石川八十瀬	全八年
第九小區 戸長	小川清音	全八年	小川清音	小川清音	全九年
	里田秀穂	全九年	里田秀穂	里田秀穂	全十一年
	元田茂穂	全十一年	元田茂穂	元田茂穂	全十二年
朝倉村 戸長	齋藤實三郎	全十二年	齋藤實三郎	齋藤實三郎	全十三年
	富永俊	全十四年	富永俊	富永俊	全十七年
	齋藤國治	全十二年	齋藤國治	齋藤國治	全十七年
齋藤村 役場 戸長	下野唯五郎	全十七年	下野唯五郎	下野唯五郎	全十七年
注連川村 役場 戸長	中村靜根	全十七年	中村靜根	中村靜根	全十七年
七日市村 役場 戸長	齋藤健次郎	全二十二年五月二十六日	齋藤健次郎	齋藤健次郎	全二十二年五月二十六日
外四村 役場 戸長	齋藤孫三郎	全四十二年十一月四日	齋藤孫三郎	齋藤孫三郎	全四十二年十一月四日
朝倉村 長	齋藤榮太郎	大正二年三月二十五日	齋藤榮太郎	齋藤榮太郎	大正二年三月二十五日
朝倉部 副戸長	富永八俊	明治五年	富永八俊	富永八俊	明治七年
注連川部 副戸長	湯淺正實	全七年	湯淺正實	湯淺正實	全八年
七日市部 副戸長	北島季男	全七年	北島季男	北島季男	全八年
第九小區 副戸長	竹原俊八介	全八年	竹原俊八介	竹原俊八介	全十二年
朝倉村 用係	齋藤愛五郎	全十二年	齋藤愛五郎	齋藤愛五郎	全十七年

職名	氏名	就任年月日	離職年月日
藤野村用係	齋藤庄八郎	全 二十二年六月三日	全 二十九年三月二十七日
注連川村用係	澄川英太	全 二十七年	全 二十二年
七日市村用係	下野唯五郎	全 二十九年九月二十九日	全 四十一年十月二日
外四村用係	能美長五郎	全 四十一年十月二日	全 四十五年五月十九日
朝倉村助役	齋藤繁吉	全 四十五年五月三十一日	大正五年十一月二十七日

職名	氏名	就任年月日	離職年月日
朝倉村収入役	齋藤愛五郎	明治二十二年六月十日	明治二十九年五月四日
	齋藤文次郎	全 二十九年八月十三日	全 三十七年八月十二日
	齋藤繁吉	全 三十七年八月十五日	全 四十一年八月十四日
	房崎榮樹	全 四十一年十月十六日	

財政

大小區制の時は藩治時代の貢租米一石に對し金參拾五錢を縣に徴收しその一部を區費として地方に交付したるなり。明治十二年の改制により戸長の俸給及其他の村經費の一部を縣より交付し餘の大部は之を村民に賦課したり、故に此の時より村會を開きその村費の豫算を議決したるものにして、その財源は戸數割と地價割となりしなり。

基本財産

全十七年官選戸長制となるに及び戸長の俸給のみ縣より支出しその他の經費は悉く村の負擔する所たり全二十二年自治制施行後は總てその經費は村自ら負擔することとなれり。

村の基本財産は明治二十一年度よりその蓄積をなしつゝありしが、明治三十七八年役職記念として條例を設定し従前の積立てたるものを基礎とし全三十八年より毎年蓄積増殖すべく規定したるなり。

罹災救助資金

大正御即位御大禮奉祝記念として、大正四年度より全七年度に至る間に於て村の戸數に應じ村稅其他本資金より生ずる収入本資金蓄積に對する縣補助金及寄附金を以て蓄積額一戸當金三圓以上に達するを限度とし本資金を蓄積す。

救濟資金

天災事變其他異常の場合に於て罹災救助資金を以て支出することを得ざる者の救濟資金として、大正七年より全年度米穀無代教與並に廉賣販賣資金の餘餘金を編入基礎とし本積立より生ずる収入本積立金指定寄附金を蓄積し、尙村費を以て積立つることあり

小學校

明治五年學制の頒布に附隨して學區を定められ當時の朝倉村は拔舞、月和田の兩村と合して第四大學區第二十四中學區、第二百三十八番小學區となり、全七年開校し藤野、捨河内、注連川の三村は、立戸村と合して全二百三十八番小學區となり、全年藤野、捨河内の二村は相合し注連川村は單獨に、就も開校したり、けだし是より先各村その地方の神職、僧侶醫師等の便宜生徒を集め寺小屋的に漢文、珠算等を授けたるものありしが、未だ組織的の教授を行ふに至らざりき、その文部省編纂の教科書を用ひ教則に

依て教授するに至れるは此の時よりなり、而して校舎は朝倉校ははじめ本覺寺構内を用ひしがやがて雲松寺構内、民屋（代官屋）郷倉に移り移動し注連川校は泉流寺構内にはじめ郷倉に移り蓼野校は初め民屋（兼子氏有）を用ひしが、明治十二年葺に建築したり、全十五年に至り石見國を基本としたる學區を定められ朝倉、蓼野の兩校は合して第百五十一番學區となり、注連川村は立戸、廣石の兩村と合して第百五十二番學區となり、三村各一學校を設置しその校舎は朝倉、蓼野兩校は各舊に依り注連川校は舊庄屋の空屋を使用したるなり。全十八年復學區の改正あり行政區畫に従ひ、現時の本村全部は七日市、坂月の兩村と合して鹿足郡第十番學區となり、七日市村小野々に本校を設け朝倉村はその通學區域に屬し蓼野、注連川兩村には各その分教場を置き甲を第一分教場、乙を第二分教場と稱し本校はその校舎を新に築造し、各分教場は孰も舊に依れり（全二十年九月より朝倉村は私に舊郷倉に教場を開き本校への通學を停め別に教授をなしたる

ものなり）
全二十二年町村制施行に伴ひ、本村を以て鹿足郡、第十番學區となし簡易小學校を行ひ、本校を注連川（第一簡易小學校）蓼野（第二簡易小學校）に置き第一簡易小學校分教場を朝倉に設けその校舎を民屋（三井倉太有）に移したり。（これより先暫時本覺寺構内に開きしことあり。）
全二十六年新小學校令を實施し、簡易小學校を停止し朝倉、蓼野、注連川に各尋常小學校を設置し、修業年限を三ヶ年とせり（朝倉校は此の時より雲松寺構内に開けり）後三十一年四ヶ年程度に延長し、全四十四年法令に依り更に六年に延長したり。
從來の校舎は孰れも姑息的の施設に屬し畢に用ふべからざるを以て、全二十九年より三十一年までの間に於て朝倉、注連川、蓼野の序を逐ひ之が新築に着手し朝倉校は中仙道に、注連川校は三助に、蓼野校は藁に之を建造したり。然るに朝倉、注連川兩校はその距離近きため之を合一して更に中央に設置せしむ兩校下兒童の通學さまで困難ならざるが上に教育

上一層の利する所あらんとの説起り爾來多くの紆餘曲折を経て大正五年に至り、遂に議を決し朝倉假屋谷に校舎を新築して、兩校の合併を行ひ、全六年一月開校し朝倉尋常小學校と稱せり。
明治四十一年四月より注連川、蓼野兩校下、第五六兩學年兒童を一時朝倉校に通學せしめしが、全四十四年四月より蓼野校下、大正二年四月より注連川校下、兒童のそれを廢したり。
大正十年朝倉校に修業年限、二ヶ年の高等科を併置し朝倉尋常高等小學校と改稱せり。

學級ノ編制

三校何れも單級組織を以て始り、爾后二十餘年間依然之を踏襲せしが修業年限の延長と共に、就學兒童の増加を來たし制限外に達するを以て、蓼野校を除くの外朝倉校は、明治四十一年より、注連川校は大正四年より各二ヶ學級の編制となすに至れり。朝倉注連川兩校合併するや、之を三ヶ學級に編制したりしが、大正十年高等科の併置せらるゝに伴ひ、四ヶ

學級に増加したり。

大正十一年四月より蓼野校も二ヶ學級に増加せり。

御影及勅語謄本

教育に關する勅語謄本、明治二十四年二月十日下賜
明治天皇皇后兩陛下御影 全二十六年九月二十六日拜戴す。

大正天皇皇后兩陛下御影 大正十年二月十二日拜戴す
今上天皇皇后兩陛下御影 昭和三年十月十二日拜戴す

朝倉村實業補習學校

明治二十五年六月の頃より五六年間に亘り、夜學會を興して小學校卒業者の補習教育を行ひしことあり、又郡の訓令に基き、全三十五年以降半命令的に毎年一週間宛之を召集して補習をなさしめしことあり後青年會の成立するに及び、その事業として各小學校下に於て夜學の方法に依り、主として讀書、算術の練習をなす來りしが大正八年に至り村の經營とし之を組織的に施設し本校を創立するに至りしなり

青年訓練所

大正十五年七月一日より朝倉實業補習學校に青年訓練所を併設したり。

社會教育

戸主會

元各大字に臨時に戸主集合を催して或は講演を聴き或は勤業上の研究をなし以て道徳の涵養、經濟の發展を圖り自治の實を擧ぐることを期するものありしも未だ村一体の統一したるものなかりき、此に於て大正二年三月衆論に諮ひて後之れか統一の機關を設くることを決定し會則を立て之に依て行動することになり。

婦人會

設立の由來する所戸主會に全し。

青年團

青年團を組織すべきその筋の奨励は夙に行はれたるも村に指導者はその人を欠きたると青年者の自覺の

未だ至らざるありてその成立を見るの機會なかりしが、齋藤榮太郎氏村長の職に就くに至り、對内的にも、對外的にも何時までかくあるべきにあらずと慨し青年者を鞭撻覺醒して遂に之を組織せしめたるなり。

處女會

設立の由來する所青年團に全し。

神社

明治維新前は神祠至る所に存在し一部落毎に之を奉祀したるのみならず、一部落中復數社を有するものあり故にその數頗る許多なりしが、維新の際一旦その併合を行ひて之を減少し、更に明治三十九年大々的整理を行ひて村内僅に四社となり以て經營の困難を濟ひ神祠たるの權威を具備せんことを圖るに至れり。

村社那智神社

朝倉字原に鎮座す。

祭神 伊邪那岐命 伊邪那美命 天平十二年紀伊國熊野神社を勧請したるものにて、明治五年村社に列す、氏子百二十戸 社掌 寺戸則之
社は元岩淵山に在りしを、大正四年新に社殿を今の地に建造してこゝに遷宮したるなり、現在の神域は規模實に壯大にして森嚴の氣自ら備はる。

村社愛宕神社

蓼野田代山に鎮座す。

祭神 軻遇突智命 永承年中字奥の河山に於て、土豪河野徳王丸之を祀るを起源とし、寛延三年九月更に今の地に社宇を建て移轉せるなり、明治八年村社に列す、氏子九十三戸 社掌 松崎春見
社は山腹に倚りて建てらる、山麓の鳥井より石階二百三十餘を歴て上る、中間に二段の平場を設け、此所に神樂殿を建て又競技場を備ふ。

村社愛宕神社

注連川龍雲山に鎮座。

祭神 軻遇突智命 弘安九年吉見家臣澄川佐渡、能

登國より勧請し、後天文三年に至り村の鎮守となり、明治六年村社に列す、氏子百戸 社掌 能美清人
高壇に凭り神社を成して形勝の地を占む。

無格社河内神社

蓼野拾河内に鎮座す。

祭神 水波能賣命 宇迦御魂命 寛政年中勧請す。

宗教

維新以前は全村舉て佛寺の壇徒たりしが。津和野藩の敬神思想鼓吹の結果漸く神道に向ふものありて、比較的多數の全者を有し、村民の約三分の一は之に改むるに至りしも、大部の村民は依然尙佛法を信じ之を以て安心立命に資するものゝ如し。

寺院

本覺寺

臨濟宗南禪寺派 漢陽寺(山口縣鹿野)末

本尊 觀世音

朝倉院内に在り廢藩前、那智神社の別當寺なりき、

創建の時詳ならざるも、全寺の記録中に依れば、應永二十八年熊野（紀伊）より鰐口を寄進せる旨の記せるに見て五百年以前たるべきは固よりなり、蓋し八百年以前ならんか、元眞言宗なりしが寛永（？）年中漢陽寺の開祖用堂和尚の弟子來住し臨濟宗に改轉せるなり、開山を横山元堅と言ふ。

雲松寺

曹洞宗 龍文寺（山口縣長尾）末
本尊 釋迦牟尼佛

朝倉雲明に在り往時此所に觀音寺の古蹟ありしが破壊して、收むべからざるを以て新一字を建立し更に寺號を稱したるものなりと言ふ、然れどもその時代は知るに由なし、開山を山を鐵岑和尚と言ふ。

泉流寺

曹洞宗 釋迦牟尼佛

住職十四世 檀家七十二戸

を十八組に分ち、組合を組織して組合長を置き以て公衆衛生の實を擧げんことに努めたり。

警察

巡查駐在所

明治五六年頃以降津和野警察分署（本署益田全廿二年獨立して津和野警察署となれり）より捕亡或は邏卒と稱する者を地方の屯所（六日市に在り）に派出して非違を戒め尋で之を巡查と改稱し屯所を巡查交番所と號し警察施設の上進を畫されたるも巡查の員數僅少にして、警備周到なるを得ず、殊に全十五年、柿木交番所の撤廢せらるるや、吉賀全部は唯一の六日市交番所の担當する所となりたるなり、全二十二年に至り巡查駐在所の設置ありて、六日市及七日市に之を開かるゝや、朝倉及藁野兩大字は七日市、注連川は六日市駐在所の所管に版し後二十八年、全村七日市駐在所の警區となりて、六日市警察分署に隸せり。

明治四十三年初めて、駐在所を本村に設置せられ、

注連川二井迫に在り開基は澄川上領伊豆守にして開祖を日峯永舜和尚と言ふ、元龜二年建立にかゝれども由緒知るべからず、後寶曆十三年再建せり。住職十七世 檀家百二十戸

衛生

一般の衛生思想甚だ薄弱なるが上に、生活の程度未だ進まざるを以て村民一般の營養及健康の度は高きと云ふを得ず、且醫師の充實極めて疎にして、殊に明治年間はその開業せるもの極めて凡庸者か若くは他縣人の時に姑く來て暫定的に營めるか或は他村醫の出張診療せるかに過ぎずしてその不便云ふばかりなりき、大正年度に至りて初めて學校卒業醫の開業するものありて稍々便益を得るに至れるも尙その數極めて少く村民の需を充たすに足らずその缺陥は之を隣村の醫師に就て補はざるを得ざる状態なり。

衛生組合

明治三十一年島根縣令衛生組合設置規則に依り村内

七日市駐在所の所管を離る、その駐在所初め本覺寺構内に置かれ、尋て中原彌十郎邸の一部を借用し又久保雅太郎邸内に移りしが、大正元年村より所舎を廣尾に新築して、提供するに及び、全年九月之に移れり。

兵事

徵兵令施行の初に當つては、石見全國に亘り兵卒として徵集せらるるもの僅々六十名に止りたるを以て村内より徵集せらるるもの殆どなく、明治十年始て一人の入臺者あるを見たるのみ、全十七年以降に至り殆ど毎年入營者を出したるも尙其數一二名に止りしが、卅三年以後漸く増加して十名を上下し徵兵検査はむしろ佳良なる成績を呈せり。

帝國在郷軍人會朝倉村分會

明治四十一年以前朝倉村在郷軍人會の設置ありて、村内在郷軍人の氣質涵養を圖りつつありしが、全年其の筋の訓令ありて本會を設置すること、なり在來の軍人會を依然繼襲し、その名稱をば變更したるも

内容に至ては之を更革することなく、會員一致團結の美風ありて協定せられたる各種の事業は着々其の歩を進め成績亦見るべきものあり、就中忠魂碑建設は最も努力せし所なり。

戦死病歿者

故海軍一等信號兵曹勳七等下野啓祐氏は明治三十七年五月十五日、北緯三十八度六分、東經百二度二分の地點に於て戦死。
故陸軍歩兵上等兵勳八等國村喜太郎氏は明治三十七年三月一日清國盛京省西楊樹溝北方高地に於て戦死
故陸軍輜重輪卒三浦房太氏は明治三十八年四月十一日清國盛京省馬郡那患者療養所に於て病死。

産 業

本村は純農村といふべき程なれば、農業の振否は實に本村の生命を左右するものなり、従て從來農業及之に附隨する林業、畜産業の如きは殊に意を用ひて其の進歩を圖りたるなり。

農 業

農業は本村の最も重要な産業なれば、從來其の發達を圖らんが爲には、村是として夙に之が勸勵指導に力め且齋藤健次郎氏の如きは公的に私的に之を援助補翼せられ獨り朝倉部落のみならず、其の風化延いて村内一般に及び之を甚だ重要視して其の經營を研究するの氣運を涵養せしなり。故に隣村に比すれば其の進歩せし跡あるを見る、加ふるに地味肥沃の田圃多く灌溉の便亦開けて米の産出に至つては人口に比して其の多額なること吉賀中第一に居り、其の殆ど半額は之を他に移出し得るの餘裕あり。

村 農 會

明治二十八年より農業上の進歩を圖るの目的を以て時々村民を集め之に關する講演を行ひ或は模範田を設置し、或は傳習所を設置するなど、指導獎勵に盡す所ありしが、全三十八年農會令の發布あるに及び村農會を組織し、村の農業上に關する方針に基き之が改良上進を策しつ、あり、後大正十一年法律を以

て農會法の發布により一部改正を加へたり。

養 蠶 業

本村の産業は明治十年頃より胚胎し爾來獎勵を怠らず夙に巡回教師をして指導せしめ、或は傳習所設立等の施設をなし其の他繭又は桑園の品評會等を開き全四十一年より、蠶業組合を設置し技術員を置き相當に其の進展に努むる所あり、其の效果現はるゝありて、全二十一年は一時比較的に従業家を多く増加したりしが其の年度の終末より、衰勢に傾きたり。然るに大正年度に至り又従業者も成繭額も大に増加したるなり。されど大局より之を観察せんか尙甚だ幼稚たるを免れず、蓋し地勢上桑園の擴張を圖りがたきと、稻作作業上の關係とより極力之が進歩を圖りがたき事情あるに職由するものならんか。

林 業

本村の大半は山岳重疊し其の山服何れも自然林の繁茂盛にして、殊に蓼野方面を以て著しとするも、交通の便未だ開けざるに及んでは、敢て之を伐採搬出

することなく、唯村民の自用に供するに止りたるのみ然るに、吉賀道改修せらるゝや他地方人漸く入り來り地方人亦之に倣ひ、伐採して、鐵道枕木或は板になして、搬出すること多きを加へ、却て濫伐の弊を醸すに至れり、此に於て明治三十六年頃より、村民人工造林を仕立てこの弊を濟ふの必要を自覺し、有資者は所在に造成を圖りつ、あり。椎茸製造は明治五年頃大分縣人の蓼野に入りて開始せしより地方人漸次之を傳習して營むものを生じたるもその數僅かなり。製炭業は自然林の豊富なるに拘らず、古來之を營むものなく、明治十四五年以前は之が供給を、柿木村樺谷に仰ぎしなり。爾來従業者出て蓼野に一名、注連川に一名開始せるものありしを始めとし、漸次増加して、大正五年以後に至りては各地に竈を開き、現在其數己に百個以上となれり。

畜 産 業

畜産業は村の方針として、明治二十年頃より大に意

を用ひたるが故に大々的の進歩を見るを得ざるも牧場等の適當なるものを得ざる割合には、相當の成績を擧げたりといふべし、飼養畜の種類は獨り牛に在りて皆副業的に之を營むに過ぎず、近來七日市に於て定期に開ける市場を利用して之を販賣す。明治四十三年より齋藤直城朝倉に於て搾乳場を開始し爾後十數年間を通して之を營み地方に精乳を供給したりしが、大正十年に至り之を中止したり。

工業

工業は明治維新後專業的に従事せる者としては、殆どなく、全村を通じ大工業に四人、木挽業に三人、石工業に二人、桶屋業に二人、鍛冶屋業に二人、竹工に三人を有せしのみにて全三十年迄は其の數を増加せざりき、全二十年より、瓦製造場と粗陶器製造所と新出したるあり、全四十年以降は從業者漸次増加したり。

商業

本村に於ける商業者は、明治二十年までは殆どなく

日常の需要品は之を、七日市、六日市に仰き稍高上なるものは、津和野、廣島に需めその不便一方ならざりき、全二十年に至り上げ酒屋、豆腐屋、駄菓子屋、雜貨店相次いで起りたり移出すべき米多額なるため米商出で他地方人の利益を壟斷するを容さざるに至り進んで農産物林産物の仲買商も起り更にそれに於ける小賣行商をも生ずるに至れり

無限責任朝倉村信用組合

本村民は専ら農業を營み從來大地主大資本家なく中産以下の者多きを以て農業資金を要すること急なるも金融機關なきため、地方の金利高く從て農事の改良進歩遲緩を極め加ふるに、納税其の他の負擔額年々増加すると共に漸次奢侈の傾向を來たし、益々生計の困難を加ふ、是に於て之が救済策として、信用組合を設け低利資金を融通し併せて勤儉貯蓄の思想を養成するに若かずとなし、熱心誘掖に努めたる結果二百五十余名の同意者を得、大正四年二月十日、本組合の設立を見るに至れり。

交通運輸

交通運輸

舊來の吉賀道即ち坂折峠を經過するものは、本村の片隅を通ずるものなれば、自村の往來運輸上にはさまでの影響を與へざるも、七日市、六日市間を往來するものは其の捷路なるを以て必ず路を之に取る、七日市より入り朝倉、注連川を経て立戸に出るもの(二里七町)と其の朝倉より分れ蓼野を經、山口縣都濃郡に出づるもの(二里二十四町)は實に本村交通の大動脈にして村としての生活は全くこれによりて行はる、從來は駄馬により、荷物の運送をなしたれども、明治四十四年道路改修以來馬車、荷車により數年以前よりは自動車により運送をなすに至れり

郵便

從來本村は永く六日市郵便局の配達區に屬したりしが、明治三十六年、七日市に郵便物受取所の設けられて、通常郵便物及小包郵便物の引受を開始せらる

事 歴

、や従前に比し利便を受くるに至れり、全三十八年四月一日全所は進んで七日市郵便局と改稱し爲替事務取扱を行ひ、翌三十九年更に外國爲替事務を開始し、兩郵便物の配達をも行ふに至り本村は其の配達區に歸せり、尙全局は大正三年五月二十六日より、電話交換並に通信事務を取扱ふに至れり、而して電話機の本地内に裝置せられたるは亦此時なり。

明治元年 津和野藩吏羽田恒左衛門の名を以て藩命に依り代官澄川彌六を通し領内の社家寺院中へ徳川家反狀明白追討仰出されたるに付順逆に感ひ方向を誤ることなき様にこの朝命を達せらる、同様の方法に依り王政復古に關する御沙汰あり。明治二年

年穀稔らず、民に菜色あり朝倉庄屋齋藤清右衛門等賑恤につとむ。龜井候版籍奉還の旨を建白せらる尋て朝廷よりそ

の返上すへき御沙汰下り候は津和野藩知事に任せられ藩廳を置き従來の代官所を改めて出張所とし、代官を縣令と號し以て政令を行ふ、三上禮城縣令となる。

明治三年

正月 大政御一新に付封土返上仰せ出されたる處是迄一方ならず職業を出精したること一段の至り尙此上力を盡し俱に勵精すべき様にどの旨を以て酒を一統に下賜せらる。

閏八月 藩政改革に付従來の一般の格式を廢せられ、帶刀差許され尙禮服用着用手たるべき旨達せらる。

明治四年

毎年三月十一日 神武天皇遙拜式を行ふべき旨仰出さる。

津和野藩廢せられ濱田縣管轄となり、津和野支廳を置かる。

明治五年

改曆に關する詔書を頒たる。

宗門帳廢せられ、戸籍簿成り各人に氏神の守札を持せしむ。

僧侶の肉食妻帯の禁を解かる。在來の庄屋を廢し部戸長とあす。

縣の大吏高島士駿出張、村民をあつめ親しく學制頒布の趣旨を説き子弟を就學せしむべき所由を示さる。

朝倉村に於て初て地芝居を行ふ。

明治六年

一月 地租改正法の上諭あり、土地永代賣買及質入を許さる。

三月 紀元節を定められ天長節と共に大祝日とせらる。

六月 散髮に關する告諭あり、村民不安の色あり戸長以下極力指導に努む。

明治七年

一月 縣下を五大區に分ち第五大區役所（後第五大區會所）を津和野に置かれ津和野支廳を廢せらる。

八月二十日 大風雨あり、民屋を破壊し、橋梁墜落し、田畑の損害多し。

明治八年

八月 一部を廢し小區を定めらる。

明治九年

四月 濱田縣廢せられ、島根縣に併合し、濱田支廳を置かる。

公休日 一六の日を改めて日曜と定めらる。

十一月八日 山口縣賊徒（前原一誠等）追撃として廣島鎮臺より出兵し、津和野に向ふ途次、臺兵三百三十一名、關係者百七十二名、巡查五名、本村を通過す。

明治十年

七月 裸体を戒しむべく告諭あり。

九月 注連川村房崎久右衛門廣島鎮臺に入臺す、本區軍人の應徴せる始なり。

明治十一年

七月 府縣會規則を定めらる、大小區廢制せられ第五大區會所は鹿足郡役所となり、第九小區中本

區に朝倉村戸長役場、蓼野村戸長役場、注連川村戸長役場を設けたり。

十一月 村民初て養蠶業に従ふものあり。

明治十二年

二月初めて村會を開き經費豫算を議定す。

二月十日 濱田支廳廢せらる。

二十七日 鹿足郡役所開かれ、第五大區會所撤せらる。

明治十三年

四月 廣島鎮臺第十一聯隊、第二大隊山口縣萩地方へ演習出行の途本村を通過す。

明治十四年

三月五日 縣令境二郎巡回し民情を視察せらる。

明治十七年

七月 従來の戸長役場を廢止し本區三ヶ村は七日市、抜月兩村と合し、七日市村外四ヶ村戸長役場を設置す。

十二月 各村に組合を設け組長を置く。

明治十八年

初て山陰新聞紙を購読する者あり、これ新聞紙の本村に入れる始なり。

明治二十年

十八年四月より着手したる地押調査結了す。

明治二十一年

吉賀部内有志者相圖り初て幻燈器械を購入し各地に於て之を映出して民智の啓發を計る。

明治二十二年

三月二十日 村内有志者殖畜會を組織し畜産業の改良を圖り人を大原郡に遣し種牛を求めしむ。

四月三十日 自治制實施せられ從來の三ヶ村を以て大字となし之を合併して、本村を組織し二十七日村會議員を選挙す。

五月二十六日 村長を選任す。

十二月 維新の際以來各村（今の大字）に積立て來りたる備荒貯蓄米今や多額に上りたるを村民之を配分せんことを申立たるを、齋藤村長いたく其

有志相圖り金百十六圓餘を醸出して軍資金の内へ獻納す。

明治二十八年

村内にて組織せる德義會員菓子九十斤を、廣島豫備病院に治療中の從軍患者に寄贈し又互に寄附金を出し村内出征軍人家族に贈り之等を慰藉す。

八月 大字注連川に赤痢病流行し勢猖獗を極め二十九年に至り漸く終熄す。

十一月 陸地測量三角点を盛太ヶ嶽、平家嶽、小猪子山に設置せらる。

明治二十七八年戦役に従ひ出征したる陸海軍人左の如し

陸軍人

朝倉 齋藤季治 寺戸要藏

海軍人

注連川 房崎三六 松本良藏 潮菊三郎

注連川 下野啓祐

明治二十九年

然るべからざるを説示し、終に之を村の基本財産の一部となし、管理人を設けて之を保管し、更に利殖の方を執るべく決定せり。

明治二十三年

麥作不稔のため米價昂騰し、石十圓に達す、凍餓に迫るもの八家族三十三人。

七月一日 初て衆議院議員選挙を行ふ。

九月 那智神社々殿を改築す。

明治二十四年

一月十日 初て小作米品評會を開く。

二月十日 教育に關する勅語謄本を、本村小學校に下附せらる。

十二月二十一日 捨小河内部落に火災あり、四戸焼失す、地方の大火なり。

明治二十六年

九月二十七日 御眞影奉迎のため村長以下村民及小學校兒童村境に出て拜戴して歸る。

明治二十七年

七月 清國に對する宣戰の詔勅下る。

七月三十日 村内三小學校舎新築工事に着手す。

明治三十年

二月七日 英昭皇太后崩御遊され御埋棺式行はせらるゝに付午後六時小學校に於て遙拜式を舉行し村民一同参列し奉悼の誠意を致す。

三小學校舎建築工事竣式し蓼野校は一月十一日、朝倉校は五月二十八日注連川校は全三十一日、何れも開校式を舉行す。

明治三十三年

五月十一日 皇太子殿下 御婚儀行はせらるゝに付小學校に於て奉祝式を舉行し村民一同参列す。

六月二十七日 北清事變に付午前四時五十分充員召集令下る、從軍出征したるもの左の如し。

注連川 潮市左衛門 土井内豊太

明治三十五年

九州人巴田某小河内山に蒸汽機關を裝置して製材所を開き板を製出す、二年の後撤廢せり。

三月二十八日 有志者蓼野盛太嶽麓に牧場を構へ牛二十四頭を放養せしが猛鷲の襲ふ所となり良果

を収めずして止めたり。

十一月五日 朝倉中川原に於て吉賀各小學校聯合運動會を開催す、児童の集合せるもの十五校六百五十名。

明治三十七年

二月十一日 日露國交斷絶宣戰の詔勅御煥發の報至る。

三月六日 軍事國債募集に應じたるもの村内にて三千百九圓に達す。

四月十九日 動員令下り直に召集手續を了す。

六月十一日 戦死者下野啓祐の葬儀を注連川泉流寺に於て行ふ、縣知事、聯隊區司令官、出雲教會大教正、郡長、尙武會長、隣村長等を主とし參列者四百餘名神式に依り壯嚴に執行せり。

三十日 戦死者國村喜太郎の葬儀を全所に行ふ、佛式に依り前者の如く執行せり。

明治三十八年

一月五日 旅順要塞陥落の報至り村民歡喜神社に參拜し祝意を表す。

戸浦太郎 齋藤直城 三浦房太 北藏辰治 宗内伴三郎 齋藤房吉 齋藤友市 注連川 國村喜太郎 上徳時治 渡邊富藏 出合鶴松 土井内豊太 澁川卯助 渡邊仁八 中村重樹 房崎三六 潮市左衛門 潮菊三郎 海軍人 注連川 下野啓祐

六月五日 山口歩兵補充大隊行軍し來り朝倉より注連川にかけての地点に於て對抗演習を行ふ、觀覽者四千人に達す。
七月八日 濱田留守歩兵行軍し來り廣島縣より本縣に入り本村を通過し、津和野に向ふ。
十日 出征病者三浦房太の葬儀を蓼野奥組に於て行ふ、式は神式に依りすべて前例の如し。
十七日 全三浦字吉の葬儀を蓼野の自邸に於て、佛式に依り行ふ。
十一月三日 明治三十七八年戰役平和克復詔書御煥發あり、各神社に於て奉告祭を執行す。
十二月十七日 大元師陛下凱旋御奉告のため、神宮御參拜遊さる、村民一般休業し遙拜式を行ふ。
明治三十七八年戰役に從ひ出征したる陸海軍人左の如し。
陸軍人 朝倉 吉村多右衛門 齋藤季治 寺戸要藏 七五三利吉 小田房太郎 寺戸末松 齋藤米八 能美太市 寺

戸浦太郎 齋藤直城 三浦房太 北藏辰治 宗内伴三郎 齋藤房吉 齋藤友市 注連川 國村喜太郎 上徳時治 渡邊富藏 出合鶴松 土井内豊太 澁川卯助 渡邊仁八 中村重樹 房崎三六 潮市左衛門 潮菊三郎 海軍人 注連川 下野啓祐

明治四十年

三月 人民協議會を開き各部落有山林の一部を村基本財産となすべきことを勧誘し賛成を得。

四月二十四日 部落有山林を關係部落民に特賣しその所得を村に寄附して基本財産となすべく決定す

五月三十一日 東宮殿下山陰道行啓遊され濱田町に御着相成りしに付小學校に於て奉迎式を舉行す

六月四日 東宮殿下御使を本郡に遣はせらる、村長は津和野町に之を伺ひ村状況を具狀す。

東宮殿下行啓遊されられたる際、特に思召を以て

村内の廢兵及戰病死者遺族に御菓子を、高齢者に養老の思召を以て菓子料を下賜せられたるに付傳達式を行ふ。
明治四十二年
四月三日 朝倉雲松寺に於て戊申詔書奉讀式を行ふ。
村社の例祭にあたり初て供進使參向の例開かる。
村内神社の併合を行ひ整理し總て四社となす。
明治四十三年
十二月十三日 初て巡查駐在所を本村に開く。
明治四十四年
四月 皇太子妃殿下御惱遊せらるゝ趣拜聞せるに付各神社に於て新年祭を奉行し村民一般參拜す。
十一月 本村在郷軍人會帝國在郷軍人會に加盟し朝倉村分會と改稱す。
十二月二十三日 鹿野道改修工事に着手す。
明治四十五年
七月二十五日 天皇陛下御惱遊せらるゝ趣拜聞せるに付村内各神社に於て新年祭を奉行し村民一般

參拜す、爾後各部落毎朝參拜、其の他諸團體員も謹慎祈願し奉りたるも二十九日午後より刻々御重態に渡らせられたる趣拜聞し悲愁の氣村内にあふる。

三十一日 天皇陛下崩御あらせられ皇太子殿下直に御踐祚大正と改元せらる、村民一般大喪に服し五日間謹慎して哀悼の誠意を捧ぐ。

大正元年 九月十五日 明治天皇大葬儀を行はせらるゝに付午後八時に於て遙拜式を舉行し村民一同參列す。

大正二年

七月三十日 明治天皇御一週年祭行はせらるゝに付村は午前九時に於て遙拜式を舉行し一般休業して奉悼す。

十月七日 故野戰砲兵三浦友次郎の葬儀を夢野に執行す。十二月八日 岩日輕便鐵道敷設の企あり、吉賀各村長相會し事を圖る。所定したる鹿野道改修工事竣成せり。

大正三年

四月十二日 昭憲皇太后崩御あらせられ三日間村民大喪に服し天機伺書及御機嫌伺書を奉呈す。

五月二十六日 津和野六日市間の警察電話線通信省に引つがれ特設電話及通話事務を開始す、村役場に電話機を裝置す。

九月六日 八月二十三日獨逸國に對し宣戰の詔勅煥發せられたるを以て村内各神社に報告祭を行ひ供進使參向す。

大正四年

四月十一日 昭憲皇太后御一週年祭を行はせらるゝに付午前十時、小學校に於て遙拜式を行ひ村民一同參拜す。

十一月十日 御即位の大典を擧げさせらるゝに付那智神社に於て奉祝式を舉行し村民一同參列し午後三時三十分を期し一齊に萬歳を三唱して誠意を

捧げ尙更に奉賀帖を製してその傳達の手續をなす此日思召を以て八十歳以上の高齢者に木杯及酒肴料を下賜せらる、村内に於てその恩典に浴せしもの二十四名。四月五日 大嘗祭式典を行はせらるゝに付村内三社に於て祭典を舉行す。十六日 大饗第一日の儀を行はせらる此日村民は祝意を表せむが爲提灯行列、化粧行列、角觥、芝居等を行へり。

大正五年

十一月三日 立太子禮舉行せらる村民一般休業し小學校に於て奉祝式を擧ぐ。十二月二十五日 朝倉、注連川兩校を開す、五月二十五日起工したる朝倉校舎落成す。

大正六年

一月一日 朝倉尋常小學校開校式を擧ぐ。九月 朝倉、注連川兩大字に於て赤痢患者多數發生す、隔離病舎を兩地に開きて收容す。

大正七年

七月十二日 吉賀五ヶ村軍人、青年聯合大會を朝倉小學校内に開く、會員の出席したるもの四百余名その他參會者を合すれば、無慮一千名に達せり

八月 米價暴騰して貧民蒼窮す御内努下賜金、七十四圓、縣内富豪捐金三百七十八圓、村内有志者の義捐金七十九圓五十錢を以て賑恤費となし二十

六月より九月三十日迄三十五日間有志者に托し米の廉賣及給與を行ひたりその澤に浴し廉賣を受けたるもの五十七戸、二百十人給與を受けたるもの十七戸、三十九人

大正八年

四月 本村實業補習學校を創立し開校す。五月七日 皇太子殿下御成年式を行はせらる、小學校に於て奉祝式を擧げ、村民は一般休業して敬意を表す。

七月一日 大戦に於ける講話會議結了條約調印濟の報至り村民悉く小學校に集り祝賀會を開き又各神社に參拜す。十一月十五日 兵庫縣下及大阪府下に於て、陸軍

大演習施行せられ、参加師團内現在の軍人遺族及廢兵に對し恩召を以て御下賜あり、その傳達式を行ふ。

大正九年
五月十五日 曩に衆議院解散せられ、本日議員選舉を行ふ。

大正七年九月公布せられたる國勢調査施行令を實施す、役場内に臨時國勢調査係を設け、村内を八區に分ちて調査員を配置し調査に従はしむ、その結果、男八百八十一、女七百九十一、計千六百七十一なり。

十月十一日 明治神宮鎮座祭行はる遙拜式を行ひ村民一般參拜す。

大正十年

二月十一日 村長縣廳に出頭御眞影を拜戴して歸る、村民村境に奉迎し直ちに朝倉小學校にて拜戴式を奉行す。
四月二日 島根縣農會主催第一回水稻多收穫共進會に於て出品者夢野齋藤齋太郎(品種龜治反當收

量五石九合)は二等賞(金五拾圓)夢野藤原小太郎(品種龜治反當收量四石七斗五升五合)は參等賞(金參拾圓)を授與せらる。
十七日 朝倉尋常小學校に高等科を併置し、校名を朝倉尋常高等小學校と改稱す。

大正十一年

五月十日 郡長巡視あり。
七月三十日 明治天皇御十年祭を朝倉小學校に奉行村民一同參列す。

十月三十日 學制頒布五十年記念日に付各小學校に於て施行。

大正十二年

三月三十日 工事中の電燈架設終了、本日より点火、
五月十九日 郡長巡視ありたり。

六月 洪水のため朝倉高崩甚だしく崩壊す。

十二月十八日 夢野小學校増築工事落成式舉行。

大正十三年

一月二十六日 皇太子殿下御結婚奉祝式を各小學校

擱く所を知らず、奉悼の誠意を捧ぐ。

昭和二年

一月天機伺、御機嫌伺に記名の爲め村民役場に出頭す。

八月五日 朝倉小學校に於て簡閱点呼執行せらるこれ本村に於て点呼の執行せられたる初なり。

九月十四日 那智神社に於て吉賀聯合軍人、青年大會を開く。

十一月六日 歩兵第二十一聯隊の秋期演習行軍中本村に宿營これ本村に軍人の宿營せし初なり。

十一月二十八日 村消防組の發開式を行ふ。

十二月十二日 濱田聯隊區司令官佐藤大佐巡視。

十二月二十五日 大正天皇御一週年祭を各小學校に於て奉行し村民一同參列す。

昭和三年

三月十七日 鹿足郡町村長會を役場に開く。

六月二十四日 大洪水にて耕地、農作物、道路、橋梁家屋の被害頗る多し、古老の話によれば八十年來の洪水の由。

校に於て舉行村民一同參列す。

四月三日 郡長巡視。

七月六日 那智神社に於て、國威宣揚祈願祭執行村民一同參拜。

十二月 人体寄生虫検査施行す。

大正十四年

一月十五日 人体寄生虫驅除を村民一齋に行ふ。

三月十日 在郷軍人分會主催敬老會を行ふ。

五月 痘瘡流行のため村民一同に臨時種痘接種をなす。

十月一日 第二回國勢調査施行その方法第一回と全じ。

十二月七日 在郷軍人分會に於て忠魂碑を建設す。

大正十五年

七月十日 青年訓練所開所式を行ふ。

十二月 天皇陛下御不例に亘らせられ、御惱重らせ給ふとの報に接し村民は各神社に參拜、御平癒を祈願す。

二十五日 天皇陛下崩御の報に接し村民一同恐懼

十月十二日 潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

十一月 天候よく雨多し同日は雪。明日は晴。十五日 潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

十二月 潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

十二月十四日 潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

十二月十五日 潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

潮校長縣廳に出頭御眞影拜戴全日歸校のため一同村民村境に奉迎直ちに朝倉校に至り拜戴式を舉行す。

朝倉村統計一覽表

昭和三年

土地

廣東南西北

昭和三年一月一日現在

土地・別段地價										海岸線	面積	
民有地									官有地			
合計	免租年期地	免租地	地租				田	畑		宅地	山林	其他
			計	其ノ他	山林	宅地						
二〇、六四	三	三	一九、九三	五	一六、九〇	一四一	八七〇	一、九三六	六二二	反別地價	三	三方里二六六
三、七六	四	四	三、六四	五	九一	四、七二	五、七二	五、五八〇	五、七二	價	三	廣東南西北
主要地價 (付 = 反一)										最高	最低	平均
山林	地	宅	畑	田								
〇・五八九	〇・〇〇〇	二五・一三〇	二・一五八	二・八四二	二六・六四	二里三十町	一里二十町	均	均	均	均	均
〇・〇一七	一一・〇〇〇	四・四〇〇	六・五七	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九
〇・〇五	三・一九	六・五七	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九	三・一九

動		態 靜 末 年				戶 口	
生 死 生 死 生 死 産 産 産 産 産 産 百 二 百 二 百 二 付 付 付 付 付 付 死 死 死 死 死 死	男 女 本 籍 人 計 口	留 寄		人 口		男 女 本 籍 人 計 口	昭 和 二 年
		出 入	出 入	本 籍 百 二 付 現 住	現 住 總 數		
19	24	19	24	240.28	809	896	男
110	33	50	137	240.64	733	899	女
39	55	87	290	240.43	1,543	1,745	計
17	24	17	24	469.07	82.42	371	男
110	29	110	29	421.99	484	365	女
37	53	37	53	421.18	1,009	736	計

席 出 兒 飲		童 兒 (日一月三)		童 兒 齡 學 (末 度 年)		態 靜 末 年	
日 々 出 席 兒 童 平 均	計	高 等	尋 常	聾 啞 盲 者	就 學 步 合	就 學 者	總 數
100.84	100	24	76		100.00	140	140
94.79	94	9	85	1	99.27	129	120
156.63	156	33	123	1	99.62	259	260

教 員 (末 度 年)		教 數 (末 度 年)		校 年 (末 度 年)		昭 和 二 年 度	
總 正 教 員	計	其 他	正 教 員	分 教 場	本 校	尋 常	高 等
197	3	1	2	1	1	1	1
75	1		1				
27	1		2				

社 神	官幣社 國幣社 縣社 鄉社 村社 無格社 計		院 寺	住 職	真宗曹洞臨濟眞言淨土天臺 計	費學公	國稚幼	學校	他諸	其ノ	兒童ニ付經常校費	教員總數ニ付兒童	童 日々缺席兒童平均	
	神職	社數												
	二	三	一	二	四	額 五、五九九 ^円	幼 兒 (三月一日)	園 數 (年度末)	一	校 數	男 員 (年度末)	女 員 (年度末)	給 俸 員 (年度末)	額 其ノ他
						現住人口ニ付					三	三	二七〇 ^円	三、六九
						三、六〇								員 額 其ノ他
						產資學公	館書圖	一	一	男 徒 (三月一日)	女 徒 (三月一日)	額 其ノ他	額 其ノ他	額 其ノ他
						額 一、〇七三 ^円	閱 覽 人		四九			額 其ノ他	額 其ノ他	額 其ノ他
						學校ニ付			三	費		額 其ノ他	額 其ノ他	額 其ノ他
						五、五五 ^円						七五・〇〇	六二・一三	三四

四

社 寺 及 教 會

昭和三年一月一日現在

所 說 教 會	布 教 者	教 會 又 ハ 說 教 所 數	神 道 佛 道 基 督 教 計	職 業			現 住 人 口		
				本 業 戶 數	有 職 業 戶 數 百 分 比	本 業 現 住 人 口	副 住 人 口	計	
農 業		三〇一		三九七	三八七	四九	二五	八五八	
水 產 業						一〇〇		一〇〇	
工 業		一四		三〇		一〇		四〇	
鐵 業									
商 業 交 通 業		一九		三三				五二	
公 務 及 自 由 業		二二		一七				二二	
日 備 勞 働 者									
家 事 使 用 人				六	六			二	
				昭 和 二 年 十 二 月 三 十 一 日 現 在					

五

機關 (末年)	病	現住人口	死亡		傳染病	赤痢	腸室扶斯	實布唎利亞	計
			男	女					
病院	流行病地方 全身病	一	一	一	一	一	一	一	一
醫師	血行 器病	八	一	一	一	一	一	一	一
齒科	消化 器病	三	一	一	一	一	一	一	一
醫產	皮膚及皮 膚下組織 病	二	一	一	一	一	一	一	一
婆	原因 不詳	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	一七	二〇	二七	三	三	三	三	三
醫師一ニ付現住人口	一、五四三	產婆一ニ付生產	一、五四三						

歲出豫算	
市町村	土木費
五〇円	教育費
五、八三三円	衛生費
二九円	勸業費
八、八九二円	其ノ他
一四、八九〇円	計

衛生 昭和二年

救濟

昭和二年度

赤十字社員 (年末)	總數	愛國婦人會員 (年末)	總數	議會議員	選舉有權者	議會議員	市町村吏員	市町村吏員	給料月額	報酬年額	給料及報酬	報酬年額	昭和二年度
三六	三六	三六	三六	四五六	二七八	三三三	一八三	一〇八	一八三	一〇八	一八三	一〇八	昭和二年度
貴族院	衆議院	縣會	市町村會										
昭和二二年十二月三十一日現在													

公吏

昭和二二年十二月三十一日現在

終

